

障害者芸術文化活動
普及支援事業

- 文化プログラム等において、障害者が活躍、参加する環境づくり
- 「東京2020参画プログラム」、「beyond2020プログラム」への認証の推進による機運醸成
- 東京2020大会のレガシー創出

全国障害者
芸術・文化祭の開催

障害者芸術・文化祭の
サテライト開催事業

障害者の芸術文化活動に関する予算（厚生労働省）

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔平成31年度予算案〕 231,500千円（平成30年度予算額 212,500千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。平成29年度以降は、美術活動のみならず、演劇、音楽等の舞台芸術活動に対する支援体制の充実を図る。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援、人材育成等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体〕 (1) 都道府県※ (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等

〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)

※事業の全部または一部を団体への補助等により実施することも可能。

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔平成31年度予算案〕 70,500千円（平成30年度予算額 70,500千円）

〔事業内容等〕

① 全国障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 平成30年10月6日～11月25日 大分県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔平成31年度予算案〕 地域生活支援促進事業（54億円）の内数

〔平成30年度予算額〕 地域生活支援促進事業（42億円）の内数

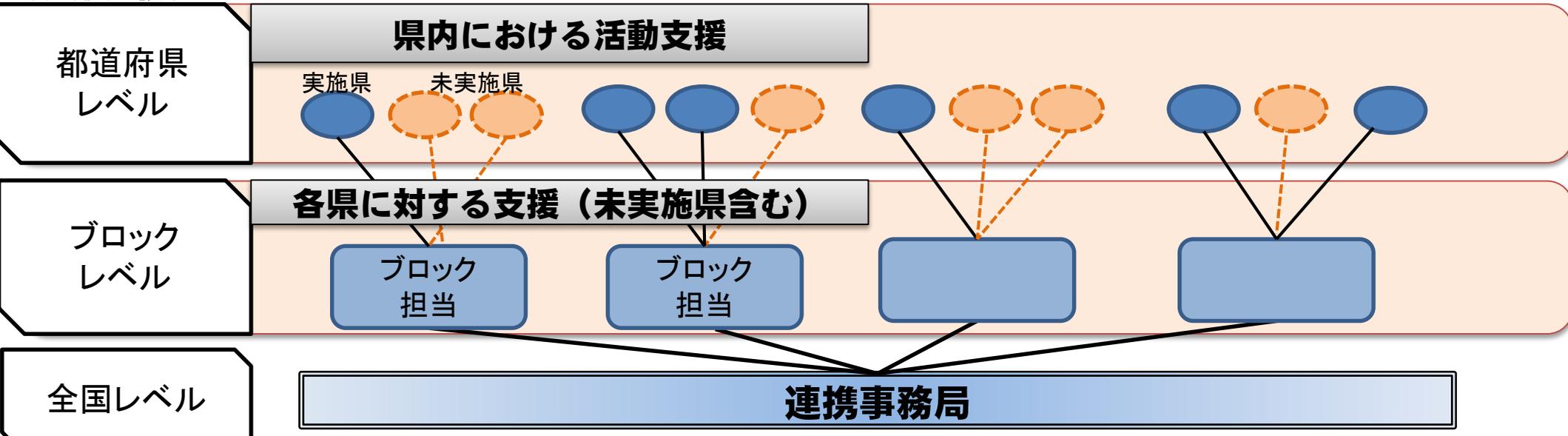
〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県)

〔補助率〕 1/2

＜事業展開＞



＜各レベルの事業内容＞

	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
事業内容	<p>障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。</p> <p>ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、権利の保護、鑑賞支援等）</p> <p>イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等</p> <p>ウ 関係者のネットワークづくり</p> <p>エ 発表等の機会の創出</p> <p>オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）</p>	<p>各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。</p> <p>ア 都道府県の支援センターに対する支援（支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス等）</p> <p>イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援</p> <p>ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催</p> <p>エ ブロック内の連携の推進</p> <p>オ 発表等の機会の創出</p>	<p>全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。</p> <p>ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）</p> <p>イ 全国連絡会議の実施</p> <p>ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築</p> <p>エ 成果報告とりまとめ、公表等</p> <p>オ 障害者団体、芸術団体等との連携</p>

目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

- (1) 毎年1回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
- (2) 開催地は、都道府県持ち回りで、毎年1回開催

※ 平成27年度から国民文化祭と同一都道府県で開催

事業内容

1 文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

＜実施内容の例＞

- (1) 文芸（短歌、俳句、川柳等）
- (2) 美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイプアート等）
- (3) 音楽（合唱、音楽会、演奏会、ジョイントコンサート等）
- (4) 演劇祭
- (5) 伝統芸能（神楽等）
- (6) 舞踊（日本舞踊、バレエ、社交ダンス等）
- (7) 演芸（手話落語等）
- (8) 障害者の福祉に関するシンポジウム
- (9) 映画（バリアフリー映画上映）等

2 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となり、各地域で開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

（参考）開催状況等

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県（平成28年12月9日～11日）
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県（平成29年9月1日～11月30日）
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県（平成30年10月6日～11月25日）
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)新潟県
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県

（１）事業目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。

（２）実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

（３）事業内容

- ア 毎年実施する障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。
- イ 対象とする分野は、美術・音楽・演劇等の分野で構成する。

（４）留意事項

- ア 芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね2日以上とする。
- イ 開催に当たっては、芸術・文化祭に必要な企画等のため、実行委員会を組織すること。
- ウ 全国障害者芸術・文化祭開催都道府県に配置するコーディネーターとの連携を図ること。
- エ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(概要)

法の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を
総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務(4条、5条)

- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する(4条)
- 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する(5条)

基本的施策

- ① **文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)**
 - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② **文化芸術の創造の機会の拡大(10条)**
 - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ **文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)**
 - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ **芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)**
 - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ **権利保護の推進(13条)**
 - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ **芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)**
 - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ **文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)**
 - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ **相談体制の整備等(16条)**
 - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ **人材の育成等(17条)**
 - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ **情報の収集等(18条)**
 - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ **関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)**
※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、
地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置

→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け